

平成23・24年度東御市入札等参加資格審査申請要領

(物品等)

平成23・24年度において、東御市が発注する物品の購入、委託業務、修繕等の入札等参加資格を希望される方は、下記の要領により提出してください。

記

- 1 受付期間 **平成22年12月10日から平成23年1月31日まで**
(ただし、土・日、祝日並びに平成22年12月29日から平成23年1月3日を除く。)
※郵送の場合は、平成23年1月31日の消印有効とします。
- 2 受付時間 平日の午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時を除く。)
- 3 提出先 東御市総務部総務課財政係(担当:関、小山)
〒389-0592 長野県東御市県281番地2
電話 0268(62)1111(内線1122・1123)
FAX 0268(63)5431
- 4 申請要件
 - (1) 地方自治法の入札参加についての欠格事項に該当しないこと。
 - (2) 営業に関し法律上必要とする資格を受けていること。
 - (3) 事業税、消費税及び東御市の市税その他東御市に納付すべき使用料、手数料等を完納していること。
- 5 提出方法
 - (1) 東御市に本店、支店、営業所を置く方は、提出時の書類確認をするため原則持参してください。
 - (2) 上記以外の方は持参又は郵送で提出してください。※ 郵送の場合は、申請書類受領確認のための返信はがき等(あて先を記入し切手が貼付したもの)を同封してください。
- 6 提出部数 1部

7 提出書類

別紙 入札等参加資格審査申請書 確認票のとおり（綴る順番は、確認表の番号順）

（東御市指定様式で提出願います。一部国土交通省または長野県様式でも構いません。なお市指定様式は、ホームページに掲載してあります。）

8 審査について

期限までに提出された書類について内容を審査し、入札参加資格を認定したものは東御市物品等入札等参加資格者名簿に登録します。

ただし、認定されなかった場合は、平成23年3月31日までに文書で連絡します。

9 その他

- (1) 証明書等は、審査基準日から3か月以内（平成22年9月1日以降）のものを提出してください。
- (2) 登録業者を対象に東御市の市税について、随時、納付状況を調査し、滞納者に対しては入札等の停止や登録の取消しをする場合があります。また、市税以外で市に支払うべきものに滞納がある場合や、国税や都道府県税等に滞納がある場合、又は法人組織の代表者が個人分の税金に滞納がある場合も、入札の停止等の対象となりますのでご承知ください。
- (3) 建設工事の入札参加資格審査申請書を提出の場合、修繕業務についての参加願は不要です。ただし、物品の小売業と委託等の業務を行う場合は、本申請書を提出してください。